

免税軽油を使用されるみなさんへ

免税軽油を使用されるみなさんは、免税証及び免税軽油を正しく使用し、軽油引取税の制度が公平・公正に運用されるよう、ご理解とご協力をお願いします。なお、現行制度はほとんどが令和6年3月31日までの制度となっているのでご理解とご協力をお願いします。



1 免税軽油とは

バスやトラックなどの燃料である軽油には、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が含まれています。この軽油引取税が一定の要件のもとに免除されている軽油のことを免税軽油といいます。

2 免税軽油が使用できる場合

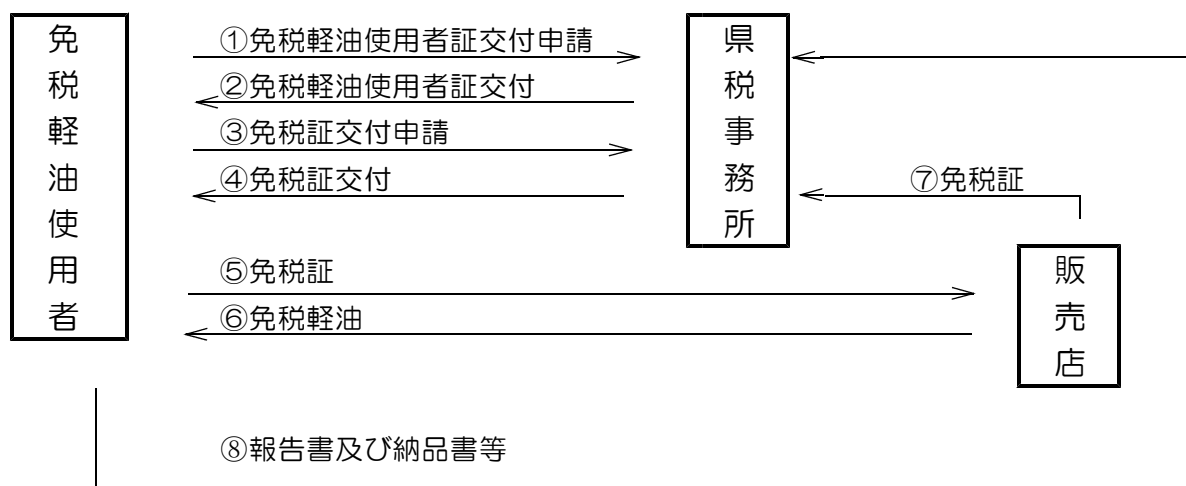
エチレンなどの石油化学製品の原料として使用される場合の他、農業や林業などの特定の事業者や船舶の使用者が、動力耕うん機や船舶の動力源などの特定の用途に軽油を使用する場合に限って、免税軽油を使用することができます（後述の「免税軽油使用者証及び免税証を交付できない場合等」を除く）。

対象となる方、その業務、機械等については、細かく規定されていますので、詳細は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

3 申請手続きなどの流れ

免税軽油を使用するには、まず、免税軽油使用者証の交付を受け、次に免税証の交付を受けます。そして、免税証に記載された販売店で、軽油と免税証を引き替えることにより免税軽油を購入します。

なお、免税軽油の引取り及びその使用については報告書等の提出が義務づけられています。



4 免税軽油使用者証

免税軽油使用者証の有効期間は3年以内です。記載事項に変更が生じた場合は、書換の手続きを速やかにおこなってください。記載事項と異なる用途や機械などには免税軽油を使用できません。

免税軽油使用者証は紛失しないよう注意して管理してください。万一、紛失した場合は速やかに届け出てください。免税軽油使用者証の有効期間が過ぎたときや免税軽油の引取りを必要としなくなったときは速やかに返納してください。

○ 免税軽油使用者証の申請について

免税軽油使用者証交付申請書に必要事項を記載し、次の書類等を添付して提出してください。

なお次表に限らず必要な書類をお願いすることがありますので、県税事務所に確認してください。

• **添付書類例**（例示以外にも対象となる業種等が定められているので、県税事務所でご確認ください。）

ア 免税用途に該当する事業を営むことを確認できる書類

業種によっては事業の実績に関する資料等をお願いする場合があります。

使用者例	添付書類例	使用者例	添付書類例
漁業を営む者	動力漁船登録票の写し等	専らとび・土工工事業を営む者	建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は知事のとび・土工工事業に係る許可証の写し
漁業を営む者以外の船舶の使用者	船舶検査証書の写し等		
鉄道事業又は軌道事業を営む者	鉄道事業法による免許証の写し又は軌道法による特許証の写し	港湾運送業を営む者	港湾運送事業法による国土交通大臣の免許証の写し
農業を営む者	市町村長又は市町村農業委員会の発行する農業を営む者であることを証する書面（耕作面積等を記載したもの）	倉庫業を営む者	倉庫業法による国土交通大臣の許可証の写し
林業を営む者	林産物買受申込書及び売買契約書の写し	鉄道にかかるとび・貨物運送取扱事業を営む者	貨物運送取扱事業法による国土交通大臣の許可証の写し
セメント製品製造業を営む者	日本工業規格表示許可書の写し	廃棄物処理事業を営む者	一般廃棄物処理業にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律による市町村長の許可証の写し、産業廃棄物処理業にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律による知事の許可証の写し、法人税申告書等写、発行済株式等のうち大規模法人の所有割合が確認できるもの、廃油処理事業にあっては海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律による国土交通大臣の許可証の写し等
鉱物（岩石及び砂利を含む以下同じ。）の掘採事業を営む者	業法による経済産業局長の許可証の写し、採石法による経済産業大臣又は知事の登録通知書の写し、砂利採取法による経済産業大臣又は知事の登録通知書の写し等	パークたい肥製造業を営む者	肥料取締法による知事への届出書の写し

※先述のとおり、対象となる方、その業務、機械等については、細かく規定されていますので、詳細は県税事務所担当者にお問い合わせください。

イ 免税軽油使用者事業概要書、決算書等の写し等

ウ 免税用途に該当する機械を使用することを確認できる書類

決算書の資産台帳の写し又は検査証等の写し、売買契約書（販売証明やリース契約書等）、カタログ（所持していれば）、写真（側面、前又は後面各1枚）等をいうものです。

エ 他の業者に事業等を請け負わせている場合（例えば、ほ場整備事業等）にあっては、請負契約書等の写し

オ 誓約書

○ **手数料**

免税軽油使用者証の交付及び書換に400円の手数料が必要です。



5 免税証

免税証に記載された販売店で免税軽油を購入してください。その際、免税軽油と同量の免税証を販売店に渡してください。やむを得ず他の販売店で購入する場合は、その販売店名およびあなたの住所、お名前を免税証の裏面に記入し使用してください。

免税証は紛失しないよう注意して管理してください。万一、紛失した場合は速やかに届け出てください。

なお有効期限があり、有効期間の切れた免税証は使用できません。免税軽油の引取りの必要がなくなった場合は、速やかに返納してください。

○ 免税証の申請について

免税証交付申請書に必要事項を記載し、次の書類を併せて提出してください。

- ア 使用予定数量計算書（農業、農地造成・改良、及び漁業については12ヶ月以内、その他の業種については6ヶ月以内）
- イ 新規申請以外の場合は、免税軽油使用実績表及び免税証受払表



6 報告書及び納品書等

免税軽油の引取り及びその使用については報告書及び納品書等を提出する義務があります。提出期限などについては、県税事務所にお問い合わせください。

免税軽油使用者証及び免税証を交付できない場合等

1 免税軽油使用者証を交付できない場合

免税軽油使用者が次のいずれかの事項に該当する場合、免税軽油使用者証は交付できません。

- (1) 免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法に掲げる用途に該当しないとき。
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合（地方税法施行令第43条の15第15項）
 - ア 地方税に関する法令の規定に違反したことにより、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - イ 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - ウ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法もしくは地方税法第22条の28の規定により通告処分を受け、それぞれ、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - エ 法人の場合、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるとき。
 - オ アからエまでに掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締又は保全上特に不相当と認めるとき。

2 免税証を交付できない場合

次のいずれかの事項に該当する場合、免税証は交付できません。

- (1) 免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないとして認められるとき。
- (2) 免税軽油使用者が1の(2)のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 免税軽油使用者が地方税法第144条の27第1項の規定に違反して報告書を提出しないとき。
- (4) (2)及び(3)に掲げる場合のほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

3 免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずる場合

既に免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けている場合であって次の項目に該当する場合は返納を命じることがあります。

- (1) 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したとき、その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるとき。
- (2) 免税軽油使用者証及び免税証を交付できない要件に該当するに至ったとき。



Q & A



問1 免税軽油使用者証に記載されている機械が古くなったので新しい機械に買い換えました。用途は同じなのでそのまま免税軽油を使用してよいでしょうか。

答1 記載されている機械以外に免税軽油は使用できません。そのため、記載事項に変更が生じた際は、すぐに変更申請をするように注意してください。

問2 免税軽油使用者証を持っている友人に免税証を譲り、この友人が免税軽油を購入しましたが罪になるのでしょうか。

答2 免税軽油使用者証を持っているいないにかかわらず免税証は他人に譲渡できません。譲渡した者及び譲渡を受けた者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ、更に譲り受けた免税証により免税軽油を購入した者は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられます。

購入した免税軽油の数量に対して軽油引取税が課せられます。

問3 免税軽油を友人に譲り渡したのですが、問題はありますか。

答3 免税軽油は、免税軽油使用者証を所持して免税証により引き取った本人が使用できます。その引き取った免税軽油は知事の承認がなければ他人に譲渡することはできません。承認を受けずに譲渡した場合は、譲渡した者及び譲渡を受けた者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

譲渡した免税軽油の数量に対して軽油引取税が課せられます。

問4 免税軽油の使用予定数量を過大にし不正に必要な以上の免税証を受領して、免税軽油を引き取った場合はどんな罪になるでしょうか。

答4 偽りその他不正な行為により「免税証」の交付を受け、免税軽油を引き取った時には、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられます。

引き取った免税軽油の数量に対して軽油引取税が課せられます。

問5 免税証を販売店に預けた方が便利なので預けたいのですが、問題はありますか。

答5 免税証は免税軽油の引取りと引換えに販売業者に提出しなければならないものです。販売店に預けるような取扱いは認められません。

調査の協力依頼

免税軽油の不正使用防止および不正軽油等の流通防止のため、県税事務所の職員が事務所等にお伺いし、運転日報、軽油の購入数量等について調査や軽油のサンプルを採取することがありますので、ご協力をお願いします。

大 分 県